

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第九号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二百二十四の項中「又は第三条の三第一項」を「第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。